

飲食店・サービス業の方にオススメ！

販路開拓や新しいビジネスをご検討されている方へ

小規模事業者 持続化補助金

一般型

補助率 2/3
補助上限 50万円
※賃金引上げ特例 150万円上乗せ
※インボイス特例 50万円上乗せ

第20回

創業型

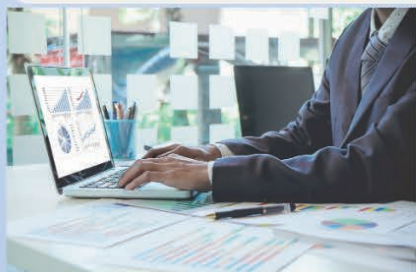
補助率 2/3
補助上限 200万円
※インボイス特例 50万円上乗せ

第4回

対象経費

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出店費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託・外注費

※②広報費、③ウェブサイト関連費については単体では申請出来ません。また、それぞれに上限額が設定されています。



提案型伴走支援で地域企業をサポート

商工会議所では、地域の経済団体として地域内の小規模事業者・中小企業向けに活用出来る支援策の情報提供と活用のサポートを行っています。
経営課題の抽出から課題解決策とその際活用出来る補助金の提案、補助金申請で必要となる事業計画作成支援、電子申請サポート、採択後の事業実行支援、補助事業終了後の実績報告支援まで一貫性のある伴走支援を行います。

館林商工会議所が全力で申請サポートします！

【お申込み・お問い合わせ】

☎ 0276-74-5121 (経営支援課)

公募情報が公開されました！

申請予定の方は
今から準備を
お願いします！

11/5 木 ~
12/15 水

補助金の活用のご提案

現在抱えている経営課題をヒアリングし、課題解決に向けた販路開拓策や生産性向上に向けた取り組みに関して持続化補助金の活用をご提案いたします。

手間や時間がかかる事業計画作成の支援

補助金申請で肝心となる事業計画書作成に関して、経営指導員が伴走して作成サポートいたします。

電子申請のサポート

申請はGビズIDプライムを使用した電子申請となります。
IDの取得から電子申請まで支援いたします。



ぐんま賃上げ促進支援金

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、

1期あたり40人分、最大**200万円**の支援金を支給します。

(2期合計のべ80人分、最大400万円)

申請期限

第2期分：
令和8年 **12/31** (木) まで

賃上げ期間

第2期：令和8年9月1日から 令和8年12月31日まで

第1期と第2期の両方で賃上げを行った場合には、それぞれで申請可能です！

支給額

賃金を**5%以上**引き上げた場合、第1期・第2期それぞれで
1人あたり **5万円**、最大 **40人分** (のべ80人分)

「小規模な事業者」のみ 次の特例を利用できます！

賃金を**3%以上**引き上げた場合、第1期・第2期それぞれで
1人あたり **3万円**、最大 **20人分** (のべ40人分)

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



【お問合せ】 ☎ 050-6892-9990

※詳細は特設サイトをご確認ください。